

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第122号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年8月16日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
レインボーモータースクール	事務所の名称	株式会社レインボーモータースクール	株式会社ホンダレインボーモータースクール